＜ キャリアアップ助成金 ＞　処遇改善関係助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者企業内でのキャリアアップを促進するため、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成

内　容	助　成　額
賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を３％以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成	【助成額１人当たり】 賃金引上げ率　３％以上５％未満 中小企業　５万円　　大企業　３．３万円 賃金引上げ率　５％以上 中小企業　６．５万円　　大企業　４．３万円 ■加算措置 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合 中小企業　２０万円　　大企業　１５万円 ※１年度１事業所あたりの申請上限人数は１００人
賃金規定等共通化コース 就業規則または労働協約の定めるところにより、その雇用するすべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成	【１事業所あたり】 中小企業　６０万円　　大企業　４５万円 ※１事業所１回のみ
賞与・退職金制度導入コース 就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成	【１事業所あたり】 賞与または退職金制度いずれかを導入 中小企業　４０万円　　大企業　３０万円 賞与及び退職金制度を同時に導入 中小企業　５６．８万円　　大企業　４２．６万円 ※１事業所１回のみ
短時間労働者労働時間延長コース 雇用する有期雇用労働者等について、週所定労働時間を延長することにより当該有期雇用労働者等を新たに社会保険の被保険者とした場合に助成 ※短時間労働者労働時間延長コースは令和６年３月３１日を以て廃止し、当該日に行った取組までが助成を受けられます	【助成額１人当たり】 ①　週所定労働時間を３時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合 中小企業　２３．７万円　　大企業　１７．８万円 ②　労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し新たに社会保険に適用した場合 ■１時間以上２時間未満延長（１０％以上増額） 中小企業　５．８万円　　大企業　４．３万円 ■２時間以上３時間未満延長（６％以上増額） 中小企業　１１．７万円　　大企業　８．８万円 ※①と②合わせて、１年度１事業所当たり支給申請上限人数４５人まで

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提　出　先
令和６年４月版	処遇を改善した日時点の申請様式を使用	チェックリスト一覧	ハローワーク山形管轄の事業所 【山形労働局助成金センター】 ハローワーク山形管轄以外の事業所 【各ハローワーク】